

大分県子どもへの貧困対策推進計画

平成28年3月

大 分 県

はじめに

平成26年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月に、政府は、「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しました。この背景には、平成25年度国民生活基礎調査（厚生労働省）におけるわが国の子どもの貧困率が16.3%と、先進国の中でも高いことなど、子どもの貧困の問題に対する社会全体の関心が高まっていることがあります。

貧困の問題を抱える子どもたちには、満足な食事が取れないことにより健康面への影響が生じたり、教育や様々な体験の機会が失われるなど、その健全な成長に支障を来すことが懸念されるとともに、地域の中での孤立や必要とされる支援が届いていないことも危惧されます。

こうした状況から、子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、この計画を策定しました。

計画の策定にあたっては、関係部局で構成する「子どもの貧困対策推進会議」を設置し、問題を抱える子どもや家庭の支援に携わっている関係機関の方々にも委員として加わっていただいたうえで、全庁的な取組として、部局横断的に作業を進めました。

また、貧困の現状や課題を踏まえた計画となるよう、「おおいた子ども・子育て応援県民会議」をはじめ、各地域の母子福祉会の会長や各市の母子・父子自立支援員、生活困窮者総合相談窓口の担当者、児童養護施設の職員などの皆様からのご意見を伺い、議論を深めてきました。

子どもは社会の宝です。貧困の問題を未来ある子どもたちに負わせることのないよう、また、子どもたちが自己肯定感を持ち、自分自身の可能性と輝く未来を信じて健やかに成長できるよう、本計画に基づき、しっかりと支援していきます。

市町村をはじめとした関係機関や企業、団体などと連携を深めながら、計画に掲げた取組を着実に実行してまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成28年3月

大分県知事 広瀬 勝貞

【目 次】

I	計画策定の趣旨	p 1
II	計画の位置付け	p 1
III	計画期間	p 1
IV	子どもを取り巻く現状と課題	p 1
	(1) 生活保護世帯の子どもの数の推移	p 1
	(2) 就学援助を受けた児童生徒の数の推移	p 2
	(3) ひとり親家庭の子どもの数の推移	p 2
	(4) 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校等中退率	p 3
	(5) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率	p 4
	(6) ひとり親家庭の子どもの在学率	p 5
	(7) お子さんを持つ家庭への意識調査	p 5
V	計画の基本方針	p 7
VI	計画の推進にあたって	p 7
VII	具体的な取組	p10
1	教育の支援	
	(1) 「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開	p10
	① 学校教育による学力保障	
	② 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携	
	③ 地域による学習支援	
	④ 高等学校等における就学継続のための支援	
	(2) 幼児教育の質の向上	p13
	① 幼保小の円滑な接続の推進	
	② 幼稚園等教員への研修機会の充実	
	③ 幼稚園等園長の運営管理協議会の開催	
	④ 保護者に対する学習機会の提供	

(3) 就学支援の充実	p14
① 義務教育段階の就学支援の充実	
② 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減	
③ 特別支援教育に関する支援の充実	
④ 各種貸付金	
(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	p16
① 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実	
② 専門学校生に対する支援の実施	
③ 各種貸付金	
(5) 生活困窮世帯等への学習支援	p17
① 自立相談支援事業、学習支援事業等の実施	
② ひとり親家庭の子どもの学習支援	
③ 放課後や土曜日等の学習支援の充実	
(6) その他の教育支援	p17
① 義務教育未修了の学齢超過者等への支援	
② 県立中学校生徒への給食費助成	
③ 県立定時制高校生の学校給食費の一部助成	
④ 食育の推進	

2 生活の支援

(1) 保護者の生活支援	p21
① 保護者の自立支援	
② 保育料の負担軽減	
③ 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援	
④ 病児・病後児保育の実施の促進	
⑤ 保護者の健康確保	
⑥ 母子父子寡婦福祉資金（生活資金等）の貸付	
⑦ 母子生活支援施設を活用した地域生活の支援	
⑧ 社会福祉法人等による生活困窮者に対する支援	
⑨ その他の支援	
(2) 子どもの生活支援	p25
① 児童養護施設等の退所児童等の支援	
② 食育の推進に関する支援	
③ 子どもの居場所づくりに関する支援	
④ その他の支援	

(3) 関係機関の連携	p27
① 生活困窮者自立支援機関の活用	
② 児童相談所への市町村職員の受入れや講師派遣	
(4) 子どもの就労支援	p28
① 児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援	
② 親の支援のない子ども等への就労支援	
③ 高校生の就職支援	
④ 定時制高校に通学する子どもへの就労支援	
⑤ 高校中退者や若年求職者等への就労支援	
(5) 支援する人員の確保等	p30
① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化	
② 相談支援者の資質向上	
(6) その他の生活支援	p31
① 妊娠期からの切れ目ない支援	
② 住宅支援	
③ その他の支援	
3 保護者に対する就労の支援	
① 親の就労支援	p35
② 親の学び直しの支援	p38
③ 就労機会の確保	p38
④ ひとり親家庭の親と企業・事業所とのマッチング	p39
4 経済的支援	
① 保育料の負担軽減	p40
② 放課後児童クラブ利用料における低所得世帯への支援	p40
③ 児童扶養手当の支給	p40
④ 母子父子寡婦福祉資金の貸付	p41
⑤ 教育扶助の支給	p41
⑥ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援	p41
⑦ 養育費の確保に関する支援	p41
⑧ その他の支援	p42
VIII 計画の評価	p44

【参考資料】

お子さんを持つ家庭への意識調査調査票	p47
大分県子どもの貧困対策推進会議設置要綱	p49
大分県子どもの貧困対策推進計画策定ワーキンググループ設置要綱	p51
大分県子どもの貧困対策推進計画策定ワーキンググループ委員名簿	p52

I 計画策定の趣旨

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成26年1月に施行され、同法第9条第1項において、都道府県は国の定める「子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）」を勘案して子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されました。

こうした動きを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することがなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針としてこの計画を策定します。

II 計画の位置付け

この計画は、法第9条第1項に定める都道府県計画として策定します。

また、「大分県長期総合計画 安心・活力・発展プラン2015」及び「おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）」の部門計画として位置付けます。

III 計画期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

IV 子どもを取り巻く現状と課題

(1) 生活保護世帯の子どもの数の推移

本県の生活保護世帯の子ども（19歳以下の者）の数は、平成24年以降減少しているものの、平成26年で、1,915人となっており、被保護人員全体に占める割合は、9.5%となっています。

[生活保護世帯の子どもの数の推移]

(単位:人、%)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0~19歳	被保護人員(a)	2,103	2,164	2,135	1,961	1,915
	対前年増減	13.6%	2.9%	-1.3%	-8.1%	-2.3%
総数	被保護人員(b)	18,781	19,907	20,244	20,089	20,215
	対前年増減比	10.3%	6.0%	1.7%	-0.8%	0.6%
19歳以下の構成比(a/b)		11.2%	10.9%	10.5%	9.8%	9.5%

※各年7月31日現在の人員(ただし、平成22年は、7月1日現在)

※出典:平成22~23年「大分県の生活保護」(大分県地域福祉推進室)

平成24~26年「被保護者調査」(厚生労働省)

(2) 就学援助を受けた児童生徒の数の推移

就学援助^(※1)を受けた県内の小中学校の要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計は、平成26年度で、14,575人であり、前年度に比較し+1.3%と増加しています。

また、同様に公立小中学校児童生徒数に占める割合も、16.13%と、年々増加傾向にあります。

【就学援助を受けた児童生徒数の推移】

(単位:人、%)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要保護児童生徒数(a)	1,080	1,029	991	955	945
準要保護児童生徒数(b)	12,889	13,078	13,270	13,433	13,630
計	13,969	14,107	14,261	14,388	14,575
対前年度増減比	4.4%	1.0%	1.1%	0.9%	1.3%
公立小中学校児童生徒数(c)	95,603	94,406	92,974	91,663	90,338
就学援助率((a+b)/c)	14.61%	14.94%	15.34%	15.70%	16.13%

※出典:「就学援助実施状況等調査」(文部科学省)

※平成26年度は、速報値。

(3) ひとり親家庭の子どもの数の推移

ひとり親家庭(母または父と19歳以下の子どもの世帯)は、平成22年で、8,704世帯であり、前回調査時の平成17年と比較し、+2.7%と増加しています。

【ひとり親家庭の世帯数の推移】

(単位:世帯、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
母子世帯(a)	6,792	6,280	6,894	7,612	7,813
父子世帯(b)	1,026	904	814	860	891
計(a+b)	7,818	7,184	7,708	8,472	8,704
対前年増減率	-	-8.1%	7.3%	9.9%	2.7%

※出典:国勢調査

また、ひとり親家庭の子どもの数(ひとり親家庭の人員数からひとり親家庭の世帯数を差し引いた推計値)も、平成22年で、14,438人となっており、前回調査時と比較し、+2.7%と増加しています。

(※1) 就学援助……学校教育法に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が実施する必要な援助。

【ひとり親世帯の子どもの数】

(単位:人、世帯、%)

	平成12年	平成17年	平成22年
母子世帯の人員数(a)	18,167	20,298	20,830
母子世帯数(b)	6,894	7,612	7,813
母子世帯の子どもの数(c=a-b)	11,273	12,686	13,017
父子世帯の人員数(d)	2,096	2,227	2,312
父子世帯数(e)	814	860	891
父子世帯の子どもの数(f=d-e)	1,282	1,367	1,421
ひとり親世帯の子どもの数(c+f)	12,555	14,053	14,438
対前年増減率	-	11.9%	2.7%

※出典:国勢調査

(4) 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校等中退率

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、平成27年で、86.2%となっており、県全体の進学率98.6%に比べ、低くなっています。

また、高等学校卒業後の進学率も、33.3%と、県全体の進学率71.6%に比べ、低くなっています。

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の就職率は、平成27年で、2.6%となっており、高等学校卒業後の就職率は、57.1%となっています。

【生活保護世帯の子どもの進学率、就職率】

(単位:%)

中学校卒業後		平成25年	平成26年	平成27年
進 学	生活保護世帯	90.0%	91.5%	86.2%
	県 全 体	98.8%	98.9%	98.6%
就 職	生活保護世帯	1.4%	1.5%	2.6%
	県 全 体	0.3%	0.4%	0.6%

※出典:生活保護世帯 平成25、26年 厚生労働省社会・援護局保護課調べ(4月1日現在の状況)

平成27年 大分県地域福祉推進室調べ(5月1日現在の状況、速報値)

県全体「学校基本調査」(文部科学省、3月末現在の状況)

※進学は、高校及び公共職業能力開発施設へ進学した者の比率である。

(単位:%)

高等学校卒業後		平成25年	平成26年	平成27年
進 学	生活保護世帯	27.4%	26.0%	33.3%
	県 全 体	71.1%	70.6%	71.6%
就 職	生活保護世帯	55.6%	54.3%	57.1%
	県 全 体	26.2%	26.5%	26.3%

※出典:生活保護世帯 平成25、26年 厚生労働省社会・援護局保護課調べ(4月1日現在の状況)

平成27年 大分県地域福祉推進室調べ(5月1日現在の状況、速報値)

県全体「学校基本調査」(文部科学省、当該年度3月末現在の状況)

※進学は、大学及び短期大学、専修学校等へ進学した者の比率である。

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、平成26年度で、6.9%となっており、県全体の中退率1.5%を上回っています。

【生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率】 (単位:%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活保護世帯	5.6%	5.5%	6.9%
県全体	1.6%	1.7%	1.5%

※出典:生活保護世帯 平成24、25年度 厚生労働省社会・援護局保護課調べ(翌年度4月1日現在の状況)
平成26年度 大分県地域福祉推進室調べ(翌年度5月1日現在の状況、速報値)
県全体「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)

(5) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

児童養護施設^(※1)入所児童の中学校卒業後の進学率は、平成27年で、93.1%となっており、県全体の進学率の98.6%に比べ、低くなっています。

また、高等学校卒業後の進学率も、22.6%であり、県全体の進学率の71.6%に比べ、低くなっています。

児童養護施設入所児童の中学校卒業後の就職率は、平成27年で、0%であり、高等学校卒業後の就職率は、74.2%となっています。

【児童養護施設入所児童の進学率、就職率】 (単位:%)

中学校卒業後		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
進学	施設入所児童	97.6%	96.8%	92.6%	100.0%	93.1%
	県全体	98.6%	98.6%	98.8%	98.9%	98.6%
就職	施設入所児童	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%
	県全体	0.5%	0.6%	0.3%	0.4%	0.6%

※出典:施設入所児等 大分県子ども育て支援課調べ(5月1日現在の状況)
県全体「学校基本調査」(文部科学省、3月末現在の状況)

※進学は、高校及び公共職業能力開発施設へ進学した者の比率である。

(単位:%)

高等学校卒業後		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
進学	施設入所児童	13.8%	15.8%	20.0%	33.3%	22.6%
	県全体	72.4%	70.6%	71.1%	70.6%	71.6%
就職	施設入所児童	79.3%	84.2%	60.0%	66.7%	74.2%
	県全体	26.0%	26.8%	26.2%	26.5%	26.3%

※出典:施設入所児等 大分県子ども育て支援課調べ(5月1日現在の状況)
県全体「学校基本調査」(文部科学省、3月末現在の状況)

※進学は、大学及び短期大学、専修学校等へ進学した者の比率である。

(※1) 児童養護施設……保護者のない児童(乳児を除く)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

(6) ひとり親家庭の子どもの在学率

ひとり親家庭の子どもの在学率は、平成22年で、16歳の子どもでは、94.3%となっており、県全体の98.0%に比べ、低くなっています。

また、19歳の子どもでは、44.7%となっており、県全体の60.9%に比べ、低くなっています。

【ひとり親家庭の子どもの在学率】

(単位:%)

年 齢	分 類	就学状況			在学状況				卒業者の状況	
		在学中	卒業	未就学	小・中学校	高校	短大・高専	大学・大学院	就業者	その他
16歳の子ども	ひとり親家庭	94.3%	5.5%	0.2%	0.4%	98.7%	0.9%	0.0%	76.1%	23.9%
	県全体	98.0%	1.9%	0.1%	1.0%	97.4%	1.6%	0.0%	83.5%	16.5%
19歳の子ども	ひとり親家庭	44.7%	55.3%	0.0%	1.1%	13.2%	62.3%	23.4%	75.6%	24.4%
	県全体	60.9%	39.1%	0.0%	0.5%	5.0%	43.5%	50.9%	78.7%	21.3%

※出典:平成22年国勢調査

(7) お子さんを持つ家庭への意識調査

① 調査の対象・目的

県内の公立小中学校において就学援助を申請する世帯を対象として、各々の世帯が抱える困りごとや利用している支援策等を把握し、これらの世帯に対する県計画や福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的として、別添(p47)の調査票によりアンケート調査を実施しました。

② 調査事項

- ア 世帯の状況
- イ 就業等の状況
- ウ 子ども就学状況
- エ 保護者自身や子どものことで困っていること
- オ 相談相手の有無、相談先
- カ 公的支援策の利用状況、拡充希望など

③ 調査の時期

- ・平成27年4月から5月

④ 調査票の回答数

- ・4,638件

⑤ 調査結果の概略

ア 世帯主の状況

就業中(55.2%)との回答が最も多かったが、一方で、未回答(38.3%)が次いで多かった。

イ 配偶者の有無

配偶者なし(56.8%)との回答が最も多く、回答者の半数以上がひとり親家庭の世帯であった。

ウ 子どもの平均人数

子どもの平均人数は、2.17人であった。

エ 子どもの状況

小学生（44.7%）が最も多く、次いで、中学生（30.3%）、高校生（11.0%）であった。

オ 回答者自身が困っていること（複数回答）

家計（81.8%）と回答した世帯が最も多く、次いで、仕事（25.1%）、子ども（17.5%）のことで困っているという回答が多かった。

カ 子どものことで困っていること（複数回答）

教育・進学（63.5%）と回答した世帯が最も多く、次いで、しつけ（31.2%）、身の回り（14.0%）のことで困っているという回答が多かった。

キ 相談相手

相談相手がいる（90.4%）という回答が大半を占めたが、相談相手がいない（8.2%）、という回答も一定数あった。

ク 相談相手は誰か（複数回答）

家族（62.4%）、知人・友人（60.5%）、親族（34.8%）との回答が多く、公的機関（3.3%）との回答は少なかった。

ケ 知っている行政制度やサービス（複数回答）

回答の多い順に、①小中学生の就学援助（85.1%）、②放課後児童クラブ（82.0%）、③児童扶養手当の受給（77.2%）、④いつでも子育てほっとラインへの相談（77.2%）、⑤保育園の保育料減免（65.7%）という結果であった。

コ 利用したことのある行政制度やサービス（複数回答）

回答の多い順に、①小中学生の就学援助（68.5%）、②児童扶養手当の受給（43.0%）、③放課後児童クラブ（39.0%）、④保育園の保育料減免（30.6%）、⑤公営住宅への入居（17.8%）という結果であった。

サ 特に充実を希望する行政制度やサービス（複数回答）

回答の多い順に、①高校生の教材費や学用品費などの助成（奨学給付金）（35.4%）、②高校生の授業料の助成（就学支援金）（32.5%）、③奨学金の受給（26.5%）、④児童扶養手当の受給（18.4%）、⑤小中学生の就学援助（17.9%）という結果であった。

V 計画の基本方針

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力の下で、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要です。

この計画では、本県の子どもを取り巻く社会環境等の現状と課題を踏まえ、「子どもの将来がその生まれ育った家庭の事情等によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現」を基本目標とし、大綱で定める当面の重点施策である、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つを支援の柱として、「子どもの貧困」に視点を置いた具体的な施策を体系化します。

また、県としての指標を設定しその改善に取り組むとともに、これに基づき施策の実施状況や効果等を検証し、必要に応じて施策の見直しを図っていきます。

VI 計画の推進にあたって

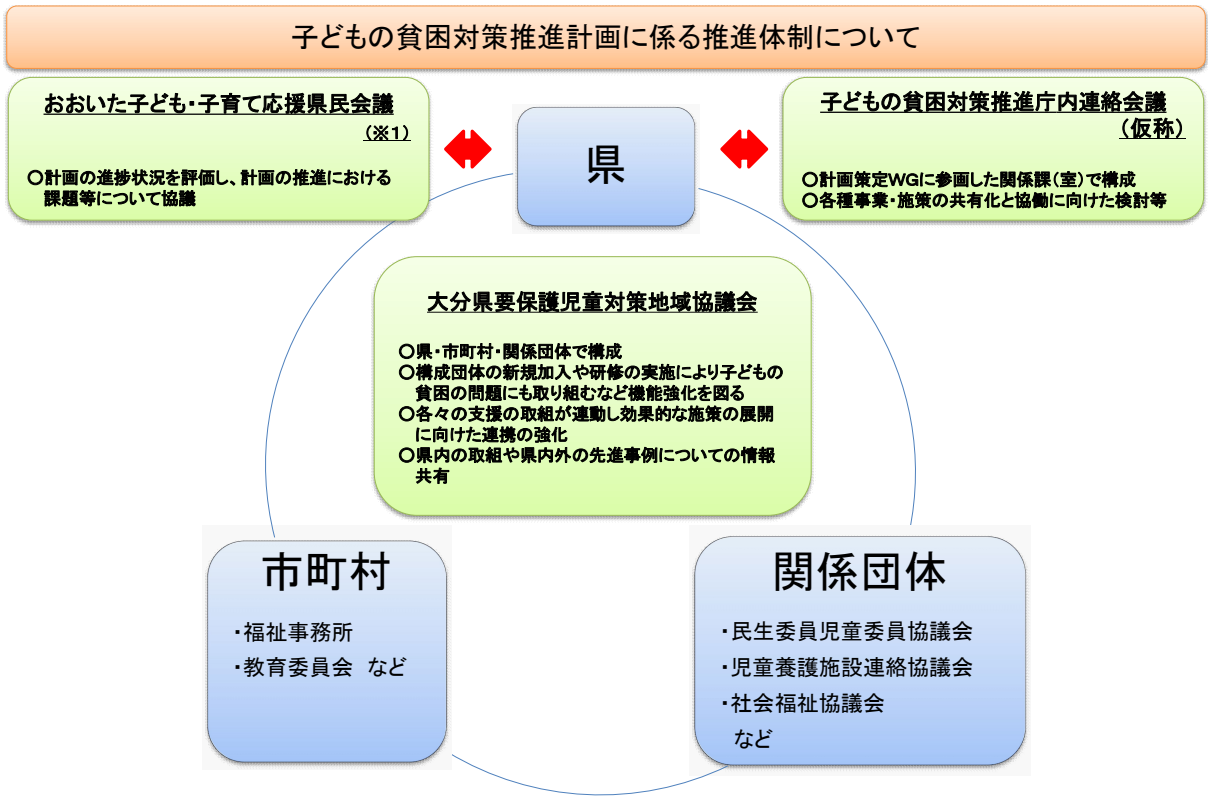
この計画を推進するにあたって、ひとり親家庭や困難な状況にある子どもたちへの支援が効果的に行われるためには、各々の取組を所管する教育分野や福祉分野等の関係部局が連携を深めるとともに、市町村や民間の支援機関等とも連携を図ることが必要です。

また、支援を必要とする子どもやその保護者が、支援策や支援機関につながり、必要とする支援が受けられるよう、支援体制の整備を図ることも必要です。

そこで、県では、本計画の策定を契機として、児童虐待などの要保護児童の支援等に取り組む要保護児童対策地域協議会^(※1)において、子どもの貧困の問題に取り組む支援団体等を新たに構成機関に加えるなど機能強化を図ります。

また、各市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会においても、今後、同様の取組が進むよう、子どもの貧困に関する研修会を開催するなど、全ての市町村で、各々の支援の取組が連動し効果的な施策が展開されるよう支援します。

(※1) 要保護児童対策地域協議会……被虐待児など保護者に監護させることが不相当と認められる児童や保護者のない児童（要保護児童）等を早期に適切な支援につなげることを目的に、市町村、児童相談所、保育所、幼稚園、学校、警察、病院などの関係機関・団体により構成されるネットワーク会議。地方公共団体に設置の努力義務があり、大分県及び県内の全市町村に設置されている。



【支援に携わる方からの声】

多くの支援の施策があるが、利用できていないのではないかと。ワンストップでの支援体制ができればいいが具体化していない。包括的な支援の仕組みづくりが必要である。

(おおいた子ども・子育て応援県民会議委員)

(※1) おおいた子ども・子育て応援県民会議……大分県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査審議する等のため条例に基づき設置している審議会。

【補足】この計画における「子どもの貧困対策」について

大綱を勘案し、この計画における、「子どもの貧困対策」の範囲を次のとおりとします。

- 1 貧困の状態にある子どもの現状に直接働きかける取組
(生活保護、児童扶養手当等の経済的給付や児童福祉施設・里親等の社会的養護など)
- 2 将来の貧困につながる特定の課題を軽減する取組
(就学支援、就労支援、ニート・不登校等の子どもに対する支援など)
- 3 すべての人を対象とし、社会全体として子どもの貧困を予防する効果のある取組
(教育全般、奨学金、保育など)
- 4 上記取組を推進するための体制整備(要保護児童対策地域協議会の機能強化)及び市町村や民間団体等の取組

Ⅶ 具体的な取組

国の大綱で定める当面の重点施策である、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つを支援の柱として、市町村や民間の支援機関等とも連携を図りながら、「子どもの貧困」に視点を置いた以下の具体的な施策を総合的に推進します。

1 教育の支援

教育の支援においては、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障等が図られるよう取り組むとともに、就学支援等の充実を図り、家庭の状況にかかわらず、子どもが教育を受けることにより、自分の可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢を持ち、それに挑戦することができるよう支援します。

(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

① 学校教育による学力保障

ア 確かな学力の育成

○組織的な授業改善の推進

学校の教育課題解決のため、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に取り組む「芯の通った学校組織」^(※1)の取組の深化を図ります。

「芯の通った学校組織」を活用し『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き^(※2)(平成27年3月)に沿って授業改善を進め、授業の質を向上します。

また、学力向上支援教員を各市町村の計画に基づいて配置し、模範的な授業を普及していきます。

(※1) 芯の通った学校組織……学校教育課題の解決に向けて具体的な目標や取組を設定し、目標達成のために学校全体で検証・改善を重ねるとともに、その基盤として校長等管理職の下、ミドルリーダーたる主任等が効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織。

(※2) 『目標達成に向けた組織的な授業改善』推進手引き……学校の重点目標に基づく授業改善テーマを設定し、PDCA サイクルを機能させることで授業改善を組織的に行うことを目的に、平成27年3月に県教育委員会が策定した手引き。

○「新大分スタンダード」に基づく授業の徹底（小・中学校）

低学力層の児童生徒も安心して学ぶことができ、確かな学力が身に付く「新大分スタンダード」に基づく授業が、全ての教室で実施されるよう、各種協議会や研修会で周知徹底します。特に、①自己決定の場、②共感的人間関係を育む場、③自己存在感を感じる場を設定する生徒指導の三機能^(※1)を意識した授業づくりを推進し、子どもの「学びに向かう力」^(※2)（意欲・集中力・持続力・協働する力等）を育成します。

イ 習熟の程度に応じた指導の充実

小学校算数科・中学校数学科・中学校英語科の教員を習熟度別指導推進教員として加配し、その効果的な活用方策や習熟度別指導に関する配慮事項等を周知することにより、習熟の程度に応じた指導の充実を図ります。

ウ 補充指導・家庭学習指導の充実

個のつまずき解消等のため、放課後や夏季休業等を活用した補充指導を充実させるとともに、学校・家庭・地域が連携・協働した放課後や土曜日等の学習支援の充実を図ります。

また、家庭での学習習慣の定着に向けて、PTA や地域と協働した家庭学習指導の充実を図ります。

② 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

ア スクールカウンセラーの配置推進

不登校やいじめ問題をはじめ児童生徒の問題行動等の未然防止・早期発見・早期解決等を図るとともに、中学校を中心に教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラー^(※3)を配置します。スクールカウンセラーは、児童生徒の感情や情緒面の支援を行うとともに、教職員、保護者の相談にも対応します。

また、児童生徒への継続支援が可能になるよう小中連携配置を進めます。

(※1) 生徒指導の三機能……生徒指導は、児童生徒自らが現在及び将来における自己実現を図っていくための力（自己指導能力）の育成を目指している。そのために、日々の教育活動において、①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に留意することが求められている。この3点は生徒指導の3機能と言われ、「分かる授業」の成立や一人ひとりの児童生徒の意欲的な学習の成立にも有効とされている。

(※2) 学びに向かう力……今後の社会の変化を見据えながら、他者と協働し、新しい価値を創造する人材を育成する観点から求められる資質・能力の一つ。具体的には、意欲・集中力・持続力・協働する力等。

(※3) スクールカウンセラー……子どもの臨床心理に関して高度な専門知識を有する臨床心理士等で、不登校やいじめ等、児童生徒の問題行動等に対応するため、カウンセリングや教職員への助言等を行う職員。

イ 福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化

専門性の高い人材の確保・育成を含むスクールソーシャルワーカー^(※1)の配置促進や、教職員を対象とした子どもの貧困の問題に関する研修の実施など、学校現場において、家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもを早期に生活支援等の関係機関（児童相談所、福祉事務所等）につなげていくことができる体制づくりを進めます。

③ 地域による学習支援

ア 放課後や土曜日等の学習支援の充実

放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の支援による学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施するとともに、土曜日に多様な経験や技能を持つ地域人材・企業等の社会資源を活用し、補充学習や多様な教養講座、体験活動等を体系的・継続的に実施する教育支援体制等を構築します。

イ 地域「協育力」向上支援

公民館等を拠点に、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもをはぐくむ「協育」ネットワーク^(※2)を各地域に構築し、学校教育活動等を支援するとともに、親への学習機会や情報の提供等の家庭教育を支援する体制を整備します。

ウ コミュニティ・スクールの普及推進

地域の教育力を結集した地域とともにある学校づくりに向けて、既存校の成果・課題の検証を踏まえ、コミュニティ・スクール^(※3)の普及推進を図ります。

④ 高等学校等における就学継続のための支援

ア 学習等に課題を抱える生徒への支援

高等学校の中途退学の防止にも資するため、各学校において個別指導等を充実し、生徒の学習意欲を喚起することで基礎学力の定着を図ります。

また、生徒の進路希望等に応じた指導を工夫するなど、高校教育の質の確保・向上に向けた取組を推進します。

(※1) スクールソーシャルワーカー……家庭環境等に起因する様々な課題を抱える子どもに対応するため、児童相談所や福祉事務所等の関係機関との連携や教員支援等を行う、教育・社会福祉等の専門的な知識や技術を有する職員。

(※2) 「協育」ネットワーク……学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働（「協育」）を推進するためのネットワーク。

(※3) コミュニティ・スクール……地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりできる仕組みを持つ学校。

イ 体系的・系統的なキャリア教育の充実

生徒に望ましい勤労観・職業観と職業に関する実践的な知識・技能を身に付けさせ、主体的な職業選択の能力や態度を育成するため、地域産業界と連携したインターンシップ^(※1)の充実など体系的・系統的なキャリア教育^(※2)の充実を図ります。

ウ 再入学に対する支援

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金^(※3)支給期間の経過後も、卒業までの間（最長2年間）、継続して就学支援金相当額を支給します。

エ 定時制通信制高校生への教科書の給付

中学校を卒業して勤務に従事するなど、様々な理由で全日制の高校に進めない青少年に対して、教育の機会均等を保障するため、定時制・通信制高校に通う定職に就いている生徒等の教科書給与を補助します。

(2) 幼児教育の質の向上

① 幼保小の円滑な接続の推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の交流活動や教職員間における教育内容の相互理解を促進し、子どもの発達や学びの連続性を確保することで、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

② 幼稚園等教員への研修機会の充実

幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の教職員に対して、幼児教育に関する実践的指導力の向上及び小学校教員における幼児教育理解を充実させるため、幼稚園教育要領等の趣旨に基づいた研修会を実施し、質の向上を図ります。また、幼稚園の新規採用教員研修及び10年経験者研修を実施します。

(※1) インターンシップ……学習内容や将来の進路などに関連した職業体験活動。

(※2) キャリア教育……一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくよう促す教育。

(※3) 高等学校等就学支援金……高等学校等における授業料負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、基準となる所得未満の世帯の生徒に対して、所定の手続を経た後、国から支給される授業料に充てるための支援金。生徒本人や保護者等が直接受け取るものではなく、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する。

③ 幼稚園等園長の運営管理協議会の開催

園全体の教育活動の充実及び質の向上を図るとともに、園長等の幼児教育に対する理解促進を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園^(※1)の園長・主任、小学校長等に対して、幼稚園等における園の運営・管理に関する今日的課題に基づいた協議会を開催します。

④ 保護者に対する学習機会の提供

子育てなど家庭が抱える課題解決を地域社会全体で支援するため、関係機関と連携し保護者に対して切れ目のない学習機会を提供します。

(3) 就学支援の充実

① 義務教育段階の就学支援の充実

ア 市町村の就学援助

学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して行う市町村の就学援助が適切に実施されるよう働きかけます。

イ 県立中学校及び特別支援学校児童生徒への医療費の助成

学校保健安全法第24条に基づく就学援助として、要保護及び準要保護世帯の県立中学校生徒及び特別支援学校（義務教育課程）児童生徒に対して感染性又は学習に支障を生ずる疾病にかかり学校の指示により治療を受けた際の医療費を助成します。

② 「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減

ア 高校生等奨学給付金の給付

経済的な理由により高等学校等への修学が困難な生徒の保護者等に対し、授業料以外の教育費負担を軽減し、教育の機会均等を図るため、高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）^(※2)を給付します。

(※1) 認定こども園……小学校就学前の子どもに対する教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。3歳以上の子どもは、保育の必要性にかかわらず利用できる。

(※2) 高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）……高等学校等における授業料以外の教育費の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、非課税世帯であることなどの要件を満たす生徒の保護者等に対して、所定の手続を経た後、県が支給する給付金。

イ 高等学校等就学支援金の支給

授業料の負担を軽減するため、所得要件を満たす世帯の高校生等に対し、高等学校等の授業料の支援として、高等学校等就学支援金^(※1)を支給します。

ウ 私立高等学校授業料減免補助

私立学校の生徒を対象に、授業料の負担を軽減するため、私立高等学校が所得要件を満たす高校生等のいる世帯に対し授業料減免を行った場合、その経費の一部を負担します。

エ 高校生への奨学金の貸与

保護者等が大分県内に住所を有する者のうち、優秀な生徒で経済的理由により就学が困難な者に対して、教育の機会均等が図られるよう、(公財)大分県奨学会が実施する奨学資金の貸付制度の円滑な実施を支援します。

③ 特別支援教育に関する支援の充実

教育の機会均等の趣旨に則り、特別支援学校へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育^(※2)就学奨励費を支給します。

④ 各種貸付金

ア 生活福祉資金(教育支援資金)

低所得者世帯に属する者に対し、高等学校以上の学校に入学や修学するために必要な費用を貸し付ける生活福祉資金(教育支援資金)について、実施主体の(社福)大分県社会福祉協議会との連携により、周知と円滑な実施を図ります。

(※1) 高等学校等就学支援金……高等学校等における授業料負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、基準となる所得未満の世帯の生徒に対して、所定の手続を経た後、国から支給される授業料に充てるための支援金のこと。生徒本人や保護者等が直接受け取るものではなく、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺する。

(※2) 特別支援教育……障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うという理念に基づく教育。

イ 母子父子寡婦福祉資金^(※1)（就学支度資金、修学資金）

ひとり親家庭の子どもへの就学支援のため、母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、修学資金）の貸付を行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、貸付金制度に関する情報提供により、活用を促すとともに、利用可能な他制度についても適切なアドバイスを行います。

（４）大学等進学に対する教育機会の提供

① 高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実

ア 大学進学者等への奨学金の貸与

（公財）大分県奨学会が実施する学校教育法第1条に規定する大学（通信課程、別科、専攻科及び大学院を除く。）に在学し、優秀な資質を有し、経済的理由により修学困難な者に対する大学奨学金の貸付制度について、教育の機会均等が図られるよう、その周知と円滑な実施を支援します。

② 専門学校生に対する支援の実施

ア 専門学校生経済的支援実証研究事業の実施

意欲と能力のある私立の専門学校生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、要件を満たす専門学校に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対する経済的支援、修学支援アドバイザーによるアドバイスの実施及び基礎データの収集を行います。

③ 各種貸付金

ア 生活福祉資金（教育支援資金）（再掲）

低所得者世帯に属する者に対し、高等学校以上の学校に入学や修学するために必要な費用を貸し付ける生活福祉資金（教育支援資金）について、実施主体の（社福）大分県社会福祉協議会との連携を密にし、周知と円滑な実施を図ります。

（※1）母子父子寡婦福祉資金……母子・父子家庭や寡婦等の経済的自立とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低利子で貸し付ける制度で、事業開始資金や修学資金等12種類の資金がある。

イ 母子父子寡婦福祉資金（就学支度金、修学資金）（再掲）

ひとり親家庭の子どもの就学支援のため、母子父子寡婦福祉資金（就学支度資金、修学資金）の貸付を行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、利用可能な他制度の利用についても検討するなど適切なアドバイスを行います。

（５）生活困窮世帯等への学習支援

① 自立相談支援事業、学習支援事業等の実施

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者^(※1)に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業^(※2)や、生活困窮世帯の子どもの対象に、居場所づくりを含む学習支援の実施を支援します。

② ひとり親家庭の子どもの学習支援

ひとり親家庭の子どもの対象に、学習支援や子ども同士が交流できる居場所づくりに取り組めます。

③ 放課後や土曜日等の学習支援の充実（再掲）

放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の支援による学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施するとともに、土曜日に多様な経験や技能を持つ地域人材・企業等の社会資源を活用し、補充学習や多様な教養講座、体験活動等を体系的・継続的に実施する教育支援体制等を構築します。

（６）その他の教育支援

① 義務教育未修了の学齢超過者等への支援

義務教育未修了の学齢超過者等の就学機会の確保の在り方について、国や市町村と連携しつつ検討を進めます。

(※1) 生活困窮者……生活困窮者自立支援法において、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

(※2) 自立相談支援事業……生活困窮者自立支援制度の理念を実現するための中核的な事業で、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画（プラン）を策定し、関係機関との調整などを行うこと。

② 県立中学校生徒への給食費助成

学校給食法第12条に基づく就学援助として、準要保護世帯の県立中学校生徒に対して給食費を助成します。

③ 県立定時制高校生の学校給食費の一部助成

勤労青少年の定時制高校への就学を促進し、教育の機会均等を保障するため、爽風館高校定時制、大分工業高校定時制、日田高校定時制、中津東高校定時制の4つの県立高校定時制において定職等に就いている生徒等に対して、学校給食費を一部助成します。

④ 食育の推進

学校において栄養教諭や学校栄養職員が担任等と連携し、学校給食を「生きた教材」として活用するなど学校教育全体で食育^(※1)に取り組むとともに、地場産物を学校給食に取り入れたり、生産者とのふれあい給食の実施など、地域と連携した食育にも取り組めます。

また、「早寝・早起き・朝ごはん」を基本とした規則正しい生活習慣を身につけるため、学校と家庭、地域が連携して食育を推進します。

(※1) 食育……「食べる」という面からの「食事」や「食材」のことだけでなく、食物をバランスよく食べるための様々な知識を身につけること、食品の選び方を学ぶこと。また、食堂、食卓、食器などの食事の環境、それらを計画することなどといった「食の周辺」のことや食文化を育み伝えていくこと、さらに新しい食文化の創造など、広い視野で「食」について学んだり考えたりすること。

【支援に携わる方からの声】

実家からの金銭的な援助も受けられず、4月になっても小学校へ入学する子どものランドセルを買えない母子家庭もあった。

(母子・父子自立支援員)

ある母子家庭では、子どもが親の経済力の低さを気遣い、早い段階から進学を諦め、進路を就職に決めていた。

(母子・父子自立支援員)

学力的に志望する高校に進学できず第二志望の高校に進んだ場合、授業について行けない子どもは、楽な方、楽しい方に流れてしまい、やがて学校にも行かなくなってしまう。

(地域の母子福祉会長)

児童養護施設退所後に、親からの経済的支援が全く受けられないため、大学進学を断念する子どもがいる。

(児童養護施設職員)

[計画策定ワーキンググループ教育支援部会委員から]

子どもの未来を祈る

学校で子どもたちと向き合っていると、発達と成長に大きく関与する家庭生活に支援が必要な場面に出会います。中でも、経済的な事情により、生き抜いている子どもたち。そのサインを学校で見せていることがあります。給食だけで食事を確保している子ども。自宅でケガをしても、学校の保健室で処置をしてもらう子ども等、例を挙げれば多数に、そして多様にあります。こういった家庭環境が学校生活や進路等に影響を与え、未来を見いだせないでいる子どもがいます。こんな言葉を思い出します「先生、進路どころじゃない。私はいったい、どこに向かって生きていけばいいの。」経済的な事情により悩んでいた子どもの言葉です。

子どもが、経済的な事情からパワーレスになっているのであれば、大人と社会が一体となって必要な支援を行う必要があると考えます。その支援から子どもをエンパワメントし、自分の未来や可能性を信じていることができる人間に成ること、いわゆる自己実現の権利を支援することになるからです。そのためにも今回、策定された計画が、具体的に実行されることを強く期待します。大人が、社会が一体となって、子どもの今を、未来を計画にそって具体的な支援を続ける。それが大分の、日本の未来につながると信じます。

大分の子どもが、未来を信じる大人になることを祈って。

2 生活の支援

生活の支援においては、生活困窮者自立支援法等に基づき保護者の支援に取り組むとともに、経済的な状況から社会的な孤立に陥らないよう、相談支援の充実を図ります。

また、子どもに対しては、放課後の居場所づくりや学習支援に取り組むとともに、児童養護施設等の退所児童の自立や子どもの就労を支援します。

(1) 保護者の生活支援

① 保護者の自立支援

ア 生活困窮者への自立支援

○生活困窮者への支援

生活保護受給者を含む生活困窮者^(※1)の増加を踏まえ、新たな生活困窮者自立支援制度が平成27年4月から開始されたことから、各実施主体（市及び県（町村部））における、総合的な相談支援や地域の実情に応じた任意事業の実施等について支援します。

また、生活保護制度により必要な保護を行うとともに、自立に向けて支援します。

○自立相談支援事業の実施

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業^(※2)の実施を支援します。

○家計相談支援事業の実施

相談者の家計管理能力を高めるなど、家計管理の視点に特化した家計相談支援事業の実施を支援します。

○就労準備支援・一時生活支援・子どもの学習支援事業等の実施

日常生活や社会生活での自立に向けた訓練を行う就労準備支援事業や、住居を持たない生活困窮者に対し、一時的な衣食及び宿泊場所を提供する一時生活支援事業等の実施を支援します。

(※1) 生活困窮者……生活困窮者自立支援法における現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

(※2) 自立相談支援事業……生活困窮者自立支援制度の理念を実現するための中核的な事業で、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画（プラン）を策定し、関係機関との調整などを行うこと。

イ ひとり親家庭に対する母子・父子自立支援プログラムの策定

大分県母子・父子福祉センターにおいて、専門の策定員が、相談者個別のニーズに応じた母子・父子自立支援プログラム^(※1)を作成し、自立に向けたきめ細かな支援を行います。

さらに、各市においても、プログラムを策定のうへ、支援実施機関と連携し、きめ細かで継続した対応を行えるよう、支援します。

ウ ひとり親家庭に対する相談事業の充実

大分県母子・父子福祉センターにおいて、専門員が、関係機関と連携し、来所や電話による一般相談に適切に対応するとともに、弁護士による無料法律相談を定期的に実施し、法的な課題にも対応するなど、相談事業の充実を図ります。

また、大分県母子家庭等就業・自立支援センター^(※2)における就業あっせん事業等との一体的な支援を行います。

エ 母子・父子自立支援員に対する研修の実施

ひとり親家庭等からの様々な相談に適切に対応できるよう、また、住居や生活、就労、教育、DV^(※3)などに関する関係機関と密接に連携できるよう、母子・父子自立支援員を対象とした研修機会を提供します。

また、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等からの相談に対して、ワンストップで必要な情報提供ができるよう、技術的な支援を行います。

オ 婦人相談所における相談対応の充実

家庭の問題としての「夫等の暴力・酒乱」「子どもの問題」など、女性からの様々な相談に幅広く応じ、助言や情報提供を行うとともに、DV関係では、弁護士による法律相談を実施し、被害者の保護や自立に向けた専門的な相談に対応します。

また、緊急に保護することが必要と認められる女性や同伴児については、一時保護を行い、心理ケアや自立に向けた支援などを行います。

さらに、身近な相談機関である市町村において支援の充実を図るため、研修会やケース検討会などを実施します。

(※1) 母子・父子自立支援プログラム……福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、個々の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標を設定したうえで、個々の対象者のニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せた自立支援のためのプログラム。

(※2) 母子家庭等就業支援センター……大分県母子寡婦福祉連合会に委託し、母子家庭の母親等に対して、就業相談から就業情報の提供など一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立を支援している。

(※3) DV……ドメスティック・バイオレンス (domestic violence)。配偶者などの間の家庭内暴力。

② 保育料の負担軽減

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所、認定こども園^(※1)、認可外保育施設等に入所する3歳未満児の保育料を減免する市町村を支援します。

また、私立幼稚園に同時入所する世帯の保育料の一部を助成します。

③ 放課後児童クラブの設置・運営に対する支援

昼間、家庭に保護者がいない小学生等を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置を推進するとともに、ニーズに応じた開所時間を確保するなどサービスの向上を図ります。

④ 病児・病後児保育の実施の促進

病気のため、保育所等での保育が困難な子どもを病院・診療所等で預かる「病児・病後児保育」の実施を促進します。

⑤ 保護者の健康確保

市町村が実施するひとり親家庭等医療費助成事業に対し、その経費の一部を助成します。また、県・市町村・医療機関等との連携を深め、適正かつ円滑な事業実施に努めます。

妊娠・出産にかかる専門的な悩みに対応する体制の充実を図るとともに、市町村が実施する妊婦健康診査の受診促進と質の向上を図ります。

医療機関、地域保健、福祉関係機関等が連携した母子保健・育児支援ネットワークを強化し、母子保健体制の充実を図ります。

⑥ 母子父子寡婦福祉資金（生活資金等）の貸付

技能習得期間の生活の維持・安定のためなどに必要な母子父子寡婦福祉資金^(※1)（生活資金等）の貸付を行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、貸付金制度に関する情報提供により、活用を促すとともに、利用可能な他制度についても適切なアドバイスを行います。

(※1) 認定こども園……小学校就学前の子どもに対する教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。3歳以上の子どもは、保育の必要性にかかわらず利用できる。

(※2) 母子父子寡婦福祉資金……母子・父子家庭や寡婦等の経済的自立とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低利子で貸し付ける制度で、事業開始資金や修学資金等12種類の資金がある。

⑦ 母子生活支援施設を活用した地域生活の支援

支援が必要な母子について、母子生活支援施設^(※1)への円滑な入所に努めるなど、自立に向けた支援を充実します。

また、施設退所後においても、各種の福祉サービスを効果的に活用できるよう、市町村や母子・父子自立支援員と連携した支援を行います。

⑧ 社会福祉法人等による生活困窮者に対する支援

県内の社会福祉法人有志により設立された「大分県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会」は、会員が拠出する会費で造成した基金を財源として、社会福祉施設等へのコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域で生活に困難を抱える生活困窮者等の相談支援を行うとともに、緊急の支援を必要とする場合には、現物給付による経済的援助（上限10万円）を行うなど、より効果的な支援が行われるよう、生活困窮者自立支援制度と併せた取組を促進します。

⑨ その他の支援

ア 児童や地域住民からの相談に応じる児童家庭支援センターの設置

県内に3か所の児童家庭支援センターでは、地域の児童と家庭の福祉向上を目的とする地域の身近な支援機関として、地域の子育てに関する相談や、里親支援、関係機関との連絡調整等を行っており、今後も順次整備を進めます。

イ いつでも子育てほっとラインの設置

子育ての悩みや不安を抱える保護者は、身近な相談者がいない場合などには、一人で悩み事を抱え込んでしまうことも多いため、子育てに関するあらゆる相談に対応するいつでも子育てほっとラインを設置し、24時間365日の相談体制により、子育て世帯を支援します。

(※1) 母子生活支援施設……18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または、それに準じる家庭の女性を子どもとともに入所させ、自立促進のための生活支援を行う施設。

ウ 母子・父子福祉団体への助成

地域のひとり親家庭からの相談対応や相互の交流活動を行っている母子・父子福祉団体の活動を支援します。

また、地域の母子・父子福祉団体に対して、行政の動向についての情報等を提供するとともに、定期的な情報交換の場を設け、ひとり親家庭の実情把握に努めます。

(2) 子どもの生活支援

① 児童養護施設等の退所児童等の支援

ア 自立援助ホームへの支援

義務教育修了後、児童養護施設^(※1)等を退所した20歳未満の児童を入所させ、日常生活上の援助や生活指導、就業支援を行う、児童の自立を促進する事業を展開している「自立援助ホーム」の事業運営経費を助成します。

イ 自立援助ホーム負担金の助成

義務教育修了後、自立援助ホームに入所した児童のうち、無職又は低所得のため負担金が支払えない入所児童については、その負担金を助成します。

ウ 児童アフターケアセンターおおいたによる支援

児童養護施設等を退所する児童が、自立した生活を送るために必要な課題解決力を身につけられるよう、「児童アフターケアセンターおおいた」において、入所中からの就労支援や生活訓練等の支援を行います。

② 食育の推進に関する支援

市町村が実施する乳幼児健康診査や相談会の機会を活用し、正しい食習慣や生活習慣が確立できるよう、市町村と連携した取組を推進します。

また、保育所等で策定される「指導計画」の中に、食育^(※2)の視点が反映されるよう、各保育所等に働きかけます。

(※1) 児童養護施設……保護者のない児童（乳児を除く）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

(※2) 食育……「食べる」という面からの「食事」や「食材」のことだけでなく、食物をバランスよく食べるための様々な知識を身につけること、食品の選び方を学ぶこと。また、食堂、食卓、食器などの食事の環境、それらを計画することなどといった「食の周辺」のことや食文化を育み伝えていくこと、さらに新しい食文化の創造など、広い視野で「食」について学んだり考えたりすること。

③ 子どもの居場所づくりに関する支援

ア 地域における幼児教育・保育の提供体制の確保

地域の実情に応じて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、市町村の計画等に基づき新たな保育所や幼保連携型認定こども園の設置認可を行うなど、地域における幼児教育・保育の提供体制の確保を支援します。

イ 子どもの安全・安心な放課後等の生活の支援

昼間、家庭に保護者がいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供する「放課後児童クラブ」の設置を促進するとともに、サービスの向上を図ります。

また、地域の方々の協力を得て体験・交流・学習活動を提供する「放課後チャレンジ教室」及び「土曜教室」の支援者を拡大し、教室の充実を図ります。

「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「放課後児童クラブ」と「放課後チャレンジ教室」の連携を促進し、放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりを進めます。

ウ ひとり親家庭の子どもの学習支援（再掲）

ひとり親家庭の子どもの対象に、学習支援や子ども同士が交流できる居場所づくりに取り組めます。

④ その他の支援

ア 児童養護施設入所児童に対する修学旅行費用の助成

児童養護施設入所児童の修学旅行費用が、所定の措置費を超える場合、旅行費用の一部を助成します。

イ 里親へ委託された高校生に対する通学費用の助成

里親^(※1)に委託されている高校生の通学費用が、所定の措置費を超える場合、通学費用の一部を助成します。

(※1) 里親……家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。

ウ 児童養護施設における学習支援の充実

児童養護施設入所児童については、家庭において十分な学習環境が確保できず習熟度が十分でない児童もおり、高校進学に支障を生じる事例もあることから、児童の学力向上に向けて学習指導員の配置を支援します。

エ 交通事故により保護者を亡くした子どもへの支援

交通事故により保護者を亡くした遺児（小学生から18歳まで）を支援するため、県民の皆さんの善意の寄付金により、激励金や小中学校の入学祝金、修学旅行助成金、中学卒業後の育英資金など、各種助成金を給付する救済援護事業を実施します。

オ 自死により保護者を亡くした子どもへの支援

自死により保護者を亡くした遺児（小学生・中学生）を支援するため、激励金や小中学校の入学祝金、中学校卒業祝金、修学旅行助成金など、各種助成金を給付する救済援護事業を実施します。

（3）関係機関の連携

① 生活困窮者自立支援機関の活用

困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するため、生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援機関^(※1)を中心に、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して取り組む体制を整備します。

具体的には、各市町村及び自立相談支援機関、関係団体等で構成する「生活困窮者自立支援制度推進検討会議」を通じて、県内全体のネットワークを構築するとともに、地域におけるネットワークの構築を推進します。

② 児童相談所への市町村職員の受入れや講師派遣

児童虐待の未然防止や早期対応に向けて、身近な児童相談窓口となる市町村の担当職員のスキルアップを図るため、市町村職員を児童相談所での実地研修に受け入れるとともに、児童虐待に関する地域の意識啓発を図るため、各地で開催される研修会等に児童相談所職員を講師として派遣します。

(※1) 自立相談支援機関……生活困窮者自立支援制度の理念の実現に向けて、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画（プラン）を策定するため、関係機関との調整を行う中核的組織。

(4) 子どもの就労支援

① 児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援

ア 児童養護施設における就労・自立支援

児童養護施設^(※1)入所児童の勤労の基礎的な能力や態度を育むとともに、適切な相談・助言や実習等により、児童自身が適正・能力に応じた職業選択を行うことができるよう職業指導員を配置します。

イ 児童養護施設における生活能力向上の支援

社会経験が不足しがちな児童養護施設入所児童に対して、自立に必要なコミュニケーション能力やビジネススキルなどの社会生活能力を高めるため、キャリア教育^(※2)等の専門的かつ継続的な支援を行います。

ウ 児童養護施設等退所後の支援

進学・就職等により児童養護施設等を退所する児童の生活基盤の安定を図るため、新生活を始めるための支度金の助成や、生活費用の貸付を行います。

エ 児童養護施設等退所後の身元保証の支援

児童養護施設等を退所する児童が、就職等に際し、親族等からの身元保証が得られない場合に、施設長等が保証人となり、児童の自立を支援します。

(※1) 児童養護施設……保護者のない児童（乳児を除く）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

(※2) キャリア教育……一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくよう促す教育。

② 親の支援のない子ども等への就労支援

ア 生活困窮者^(※1)への自立相談支援の実施

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業^(※2)の実施を支援します。自立相談支援機関では、総合的な相談窓口を設置するのみならず、民生委員・児童委員や自治会等と連携し、生活困窮者を可能な限り早期に発見し、訪問支援（アウトリーチ）を積極的に行います。

イ 生活困窮者への就労準備支援事業の実施

昼夜が逆転し生活リズムが崩れている方や、就労経験はあるものの離職後長期間ひきこもっており、すぐに一般就労が困難な方などに対し、適切な訓練を提供する就労準備支援事業の実施を支援します。

③ 高校生の就職支援

高校生の就職を支援するため、大分労働局等の関係機関と連携して専門講師を学校へ派遣し、生徒の職業意識啓発のガイダンスや個別相談等の支援を充実します。

「ジョブカフェおおいた^(※3)」において、相談員が、企業情報や職業訓練情報を提供するほか、就職相談の対応や就活の支援を行います。

また、企業理解を深めるための企業説明会や職場見学会のほか、内定者や新入社員に対する講習会を行うことで、職業選択のミスマッチ防止や職場定着を図ります。

④ 定時制高校に通学する子どもへの就労支援

「ジョブカフェおおいた」において、相談員が、企業情報や職業訓練情報を提供するほか、就職相談の対応や就活の支援を行います。

また、企業理解を深めるための企業説明会や職場見学会のほか、内定者や新入社員に対する講習会を行うことで、職業選択のミスマッチ防止や職場定着を図ります。（再掲）

(※1) 生活困窮者……生活困窮者自立支援法における現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

(※2) 自立相談支援事業……生活困窮者自立支援制度の理念を実現するための中核的な事業で、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画（プラン）を策定し、関係機関との調整などを行うこと。

(※3) ジョブカフェおおいた……地域の実情に合った若者の能力向上と、就職促進を図るため、若年者が雇用関連サービスを1か所でまとめて受けられるようにした、大分県が設置・運営するワンストップサービスセンター。

⑤ 高校中退者や若年求職者等への就労支援

「ジョブカフェおおいた」において、相談員が、企業情報や職業訓練情報を提供するほか、就職相談の対応や就活の支援を行います。

また、企業理解を深めるための企業説明会や職場見学会のほか、内定者や新入社員に対する講習会を行うことで、職業選択のミスマッチ防止や職場定着を図ります。(再掲)

(5) 支援する人員の確保等

① 社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化

ア 児童養護施設の体制整備、機能強化

社会的養護^(※1)を必要とする子どもの環境を整備するため、施設の小規模化や里親委託率の向上等、家庭的養護の推進を図るとともに、施設の処遇改善のための措置費の加算制度等の積極的な活用を進めます。

また、市町村への支援協力を強化するため、児童養護施設等において指導的役割を担う「基幹的職員」の養成に努めます。

イ 児童相談所への精神科医の助言、顧問弁護士の配置

児童相談所における児童の処遇検討に際し、積極的に精神科医の助言を得て、児童や保護者の精神的なケアと早期の家族の再統合^(※2)を支援します。

また、児童相談所に顧問弁護士を配置し、法律的な助言を得ながら児童の最善の利益の確保に努めます。

② 相談支援者の資質向上

ア 母子・父子自立支援員に対する研修の実施(再掲)

ひとり親家庭等からの様々な相談に適切に対応できるよう、また、住居や生活、就労、教育、DV^(※3)などに関する関係機関と密接に連携できるよう、母子・父子自立支援員を対象とした研修機会を提供します。また、母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等からの相談に対して、必要な情報提供をワンストップで行うことができるよう、技術的な支援を行います。

(※1) 社会的養護……保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として行う養護。

(※2) 家族の再統合……施設等に入所した児童が、家庭復帰や家族との交流を行うため、親子関係の再構築を行う支援方法。

(※3) DV……ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)。配偶者などの間の家庭内暴力。

イ 生活保護ケースワーカー等に対する研修の実施

生活保護ケースワーカー及び就労支援員の資質の維持・向上を図るため、研修を実施します。

ウ 生活困窮者自立支援相談員等に対する研修の実施

自立相談支援事業^(※1)等に従事する相談員を厚生労働省主催の養成研修に対し積極的に派遣し、また、関連機関・団体の職員を対象とする伝達研修などにより、専門的知識の浸透を図り、関係者全体の資質向上に努めます。

(6) その他の生活支援

① 妊娠期からの切れ目ない支援

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的相談支援のため、地域の実情に応じた「子育て世代包括支援センター^(※2)」の整備を推進します。

医療機関、地域保健、福祉関係機関等が連携した母子保健・育児支援ネットワークを強化し、母子保健体制の充実を図ります。

② 住宅支援

ア 中学生までの子どもがいる世帯の県営住宅入居資格の緩和

一般世帯向けの申込資格を満たし且つ、中学生までの子どもがいる世帯の場合、年間所得金額の上限額を引き上げ、所得要件の緩和を行います。

イ 子育て世帯等の県営住宅への優先入居

一般世帯向けの申込資格を満たし且つ、現に同居し、または同居しようとする中学校を卒業するまでの者を含む親子を中心とした2人以上の親族（婚姻届をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）がある場合、優先入居（抽選の優遇）の制度により子育て世帯等を支援します。

(※1) 自立相談支援事業……生活困窮者自立支援制度の理念を実現するための中核的な事業で、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画（プラン）を策定し、関係機関との調整などを行うこと。

(※2) 子育て世代包括支援センター……妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点で、保健師やソーシャルワーカー等が配置され、きめ細かな支援を行う施設。

ウ 多子世帯向け県営住宅の確保

県営住宅の一部を多子世帯向け住宅として指定しており、一般世帯向けの申込資格を満たし且つ、入居の日において同居する3人以上の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるものに限る。)を養育している場合、5年間を期限として入居できる制度により多子世帯を支援します。(状況により、最大5年間の延長が可能。)

エ 母子父子寡婦福祉資金(住宅資金、転宅資金)の貸付

住宅購入や住居移転を目的として、母子父子寡婦福祉資金^(※1)(住宅資金、転宅資金)の貸付を行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、貸付金制度に関する情報提供により、活用を促すとともに、利用可能な他制度についても適切なアドバイスを行います。

オ 住居確保給付金の支給

離職により住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額を一定期間支給し、住居に関する不安を取り除くことにより、再就職に向けた活動を支援します。

③ その他の支援

ア ひきこもり等の悩みを抱える子どもや家族への支援

ひきこもり等社会的自立が困難な悩みを抱える子どもやその家族を支援するため、子どもの相談・支援を行う3機関をワンストップ化した「おおいた青少年総合相談所」^(※2)の利用促進を推進します。

イ 訪問型子育て支援(ホームスタート)の充実

研修を受けた地域の子育て経験者が、就学前の子どもがいる家庭を訪問し、傾聴と協働を行う訪問型子育て支援(ホームスタート)を行うとともに、関係機関の連携、スタッフの研修により取組の充実を図ります。

(※1) 母子父子寡婦福祉資金……母子・父子家庭や寡婦等の経済的自立とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低利子で貸し付ける制度で、事業開始資金や修学資金等12種類の資金がある。

(※2) おおいた青少年総合相談所……子ども・若者のための支援機関をワンストップ化することにより、利用者の利便性の工夫や、総合的かつ継続的な支援が行えるよう3機関(青少年自立支援センター、児童アフターセンターおおいた、おおいた地域若者サポートステーション)を1か所に集約して、開設した機関。

ウ 児童相談所の児童虐待への対応強化

増加する児童虐待ケースに迅速かつ専門的に対応するため、児童相談所の機能強化に努めます。

また、精神科の嘱託医や顧問弁護士を配置することで、困難事例への対応の強化を図ります。

エ 児童虐待に対する理解の促進

児童虐待への理解を深め、早期発見、早期対応の重要性を周知するため、児童相談所の職員を関係機関の研修会等の講師として派遣します。

また、市町村職員を、児童福祉にかかる専門職員として養成するための研修を行います。

オ 保育所における相談支援機能の強化

障がいのある子どもやネグレクト^(※1)など、特別な配慮が必要な子どもや家庭に対して適切な支援ができるよう、保育士等の専門性を高める研修を実施し、保育所等の機能強化を図ります。

【支援に携わる方からの声】

パート収入と児童扶養手当でやっと生活している母子家庭で、子どもの食事を準備できずに働きに出かける母親がいる。

(地域の母子福社会長)

放課後児童クラブを利用する子どもの中には、夏休みになると、弁当を持ってこれず、昼食を食べられない子どももいる。放課後児童支援員が、自腹で弁当を作ってあげているクラブもある。

(おおいた子ども・子育て応援県民会議委員)

児童養護施設退所者は、親の支援、援助がほとんどなく、自立して生活を組み立てていかなければならないが、安定した生活を維持するには、周囲からの支援が必要である。

(児童アフターケアセンターおおいた職員)

(※1) ネグレクト……児童虐待の一種。養育の怠慢・放棄。

[計画策定ワーキンググループ生活支援等部会委員から]

子どもの貧困対策にあたって

子どもの6人に1人が相対的貧困の状態にあるといわれています。この相対的貧困とは、当たり前のことが当たり前にできない状態を示します。

具体的には、十分な食事、家族の団らん、お年玉やクリスマスプレゼント、部活動、習い事や塾、勉強に当然必要なノートや鉛筆などを手に入れることができない子どもが6人に1人いることを示唆しています。

この様な状況に陥ると、子どもたちは夢も希望も持てなくなり、様々な事柄をあきらめるようになってしまいます。その結果、友人付き合いもできず、成績もふるわず、学校も休みがちになってしまいます。さらに、自分の苦しい状況を理解してくれない先生や大人へ強い不信感を抱いてしまうことも少なくありません。

生まれ育った環境に関わらず、全ての子どもが、周囲の物事に興味を持ち、触れて、見て、聞いて、感じて、いろいろなことにチャレンジしながら大きな夢と希望を広げていくことが出来る社会の実現を目指しながら、貧困対策に取り組んでいきたいと考えています。

3 保護者に対する就労の支援

保護者の就労支援においては、保護者が働き収入を得ることは、生活の安定が図られるとともに、保護者の働く姿を子どもに示すことにより、子どもが労働の価値や意味を学ぶなど、教育的意義が認められることから、相談支援や職業訓練などの支援に取り組みます。

① 親の就労支援

ア 生活困窮者^(※1)への自立相談支援

○自立相談支援事業の就労支援員による支援の実施

「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題をもつ生活困窮者に対し包括的な支援を行う自立相談支援事業^(※2)の実施を支援します。

また、自立相談支援機関に配置された就労支援員により、就労先の開拓や斡旋、就労に関するアドバイス等の就労支援を実施します。

○就労訓練事業^(※3)（中間的就労）、就労準備支援事業の実施

すぐに一般就労が困難な方に対し、支援付き就労訓練の場（中間的就労）である就労訓練事業者の拡大を図ります。

また、昼夜が逆転し生活リズムが崩れている方や、就労経験はあるものの、離職後長期間ひきこもっており、すぐに一般就労が困難な方などに対し、適切な訓練を提供する就労準備支援事業の実施を支援します。

○福祉事務所による生活保護受給者の就労支援

生活保護受給者については、就労支援員による支援に加え、福祉事務所がハローワークとも連携しながら、積極的な求職活動を促す就労活動促進費や安定した職業に就き、生活保護を終了した方への就労自立給付金を支給します。

(※1) 生活困窮者……生活困窮者自立支援法における現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

(※2) 自立相談支援事業……生活困窮者自立支援制度の理念を実現するための中核的な事業で、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画（プラン）を策定し、関係機関との調整などを行うこと。

(※3) 就労訓練事業……生活に困窮している方のうち、すぐには一般就労に就くことが困難な方等に対して、軽易な作業など状況に応じた就労の機会を提供しながら、生活面や健康面での支援を行うもの。生活困窮者自立支援法に基づき、社会福祉法人、NPO 法人、営利企業等の自主事業として実施されるもので、事業の適切な実施を確保するため、県知事等が当該事業を行う者を認定している。

イ ひとり親家庭に対する母子・父子自立支援プログラムの策定（再掲）

大分県母子・父子福祉センターにおいて、専門の策定員が、相談者個別のニーズに応じた母子・父子自立支援プログラム^(※1)を作成し、自立に向けたきめ細かな支援を行います。

さらに、各市において、プログラムを策定のうえ、支援実施機関と連携し、きめ細かで継続した対応を行えるよう、支援します。

ウ ひとり親家庭に対する就業あっせん等の充実

無料職業紹介の許可を得た一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会と連携し、母子家庭等就業・自立支援センター^(※2)において、専門員による相談対応、求人情報の提供、職業あっせんまで継続した支援を行います。

また、市町村と連携し、就業を目指すひとり親家庭を対象とした地域巡回就業相談会を実施します。

エ ひとり親家庭に対する職業能力開発の支援

母子家庭等就業・自立支援センター及びひとり親家庭相談窓口において、国が実施する公共職業訓練やその他の職業能力開発事業についての情報提供を行います。

また、同センターにおいて、就業意識の向上と就職活動の支援を目的とする就職支援セミナーを県内各地で開催し、職業選択や履歴書の書き方、面接対策など、きめ細かなアドバイスをを行います。

オ ひとり親家庭を応援する企業・事業所等の開拓

企業・事業所等に対し、ひとり親家庭の親の採用促進への理解と協力を求める広報紙を配布するとともに、母子家庭等就業・自立支援センターへの求人情報の提供を要請するなど、ひとり親家庭の親の雇用に積極的な企業・事業所等の開拓を行います。

また、ひとり親家庭の親を雇用した雇用主に対するハローワーク所管の支援策についても、企業・事業所等に対する広報に努めます。

(※1) 母子・父子自立支援プログラム……福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者に対し、個々の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより、自立目標を設定したうえで、個々の対象者のニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組合せた自立支援のためのプログラム。

(※2) 母子家庭等就業支援センター……大分県母子寡婦福祉連合会に委託し、母子家庭の母親等に対して、就業相談から就業情報の提供など一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、母子・父子自立支援プログラムを策定し、自立を支援している。

カ 母子家庭等自立支援給付金事業やひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業等の利用促進

就職に有利な資格取得を希望するひとり親に対して支給される、母子家庭等自立支援給付金^(※1)（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）を支給するとともに、各市に対する情報提供を行うほか、広報誌やホームページ等を通じて事業内容の周知と利用促進を図ります。

また、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に、資格取得のための入学準備や、資格取得後の就職準備に要する費用の貸付を行い、自立を促進します。

キ 母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金）の貸付

就職するために必要な知識技能の習得を目的として、母子父子寡婦福祉資金^(※2)（技能習得資金）の貸付を行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、利用可能な他制度についても適切なアドバイスを行います。

ク ひとり親家庭への職業訓練

主として離転職者を対象に、機械加工科や電気設備科など主に技術的なものは県立の職業能力開発施設において、また、パソコン経理や医療事務などについては民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施します。

なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。

ケ ひとり親家庭の職業訓練中の保育料の一部を助成

未就学児童をもつ再就職希望者が職業訓練を受講しやすい環境を整備するため、職業訓練期間中の保育料の一部助成や託児サービス付きの職業訓練を実施します。

コ 就職活動支援のための託児サービスの提供

出産や育児等で離職した子育て中の女性の再就職等を支援するため、求職活動や就職に向けた面接・試験などの際に利用できる、無料の託児サービスを実施します。

(※1) 母子家庭等自立支援給付金……母子家庭の母等が生活の安定につながる資格を取得するため、専門学校等の養成機関に通う場合、給付金が給付される支援制度。

(※2) 母子父子寡婦福祉資金……母子・父子家庭や寡婦等の経済的自立とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低利子で貸し付ける制度で、事業開始資金や修学資金等12種類の資金がある。

② 親の学び直しの支援

ア 生活保護法による生業扶助（高等学校等就学費）の支給

生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校卒業資格を得て就労することにより、収入増加や自立につながるなど、一定の要件を満たす場合、就学に要する費用（高等学校等就学費）を支給します。

イ 母子家庭等自立支援給付金事業やひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業等の利用促進

就職に有利な資格取得を希望するひとり親に対して支給される、母子家庭等自立支援給付金（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）を支給するとともに、各市に対する情報提供を行うほか、広報誌やホームページ等を通じて事業内容の周知と利用促進を図ります。

また、高等職業訓練促進給付金の支給対象者に、資格取得のための入学準備や、資格取得後の就職準備に要する費用の貸付を行い、自立を促進します。

ウ 母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金）の貸付（再掲）

就職するために必要な知識技能を習得するためなどに必要な母子父子寡婦福祉資金（技能習得資金）の貸付を行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、貸付金制度に関する情報提供により、活用を促すとともに、利用可能な他制度についても適切なアドバイスを行います。

③ 就労機会の確保

ア ひとり親家庭に対する就業あっせん等の充実

無料職業紹介の許可を得た一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会と連携し、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、専門員による相談対応、求人情報の提供、就業あっせんまで継続した支援を行います。

また、市町村と連携し、就業を目指すひとり親家庭を対象とした地域巡回就業相談会を実施します。

イ ひとり親家庭に対する職業能力開発の支援

母子家庭等就業・自立支援センター及びひとり親家庭相談窓口において、国が実施する公共職業訓練やその他の職業能力開発事業についての情報提供を行います。

また、同センターにおいて、就業意識の向上と就職活動の支援を目的とする就職支援セミナーを県内各地で開催し、職業選択や履歴書の書き方、面接対策など、きめ細かなアドバイスを行います。

④ ひとり親家庭の親と企業・事業所とのマッチング

労働局やハローワークと連携し、正規雇用への転職等を希望するひとり親家庭の親と、その雇用に理解を持ち積極的な企業・事業所とのマッチングを図り、就労を支援します。

【支援に携わる方からの声】

母子家庭の母親は、非正規雇用が多く正社員が少ない、そのため、収入も少ない場合が多い。収入の安定のためには、正規雇用への転職が必要である。

(母子・父子自立支援員)

若年出産のひとり親家庭の多くが、日給の仕事に就いているため、経済的に不安定で、子どもの養育にかかる時間もない。

(児童養護施設職員)

4 経済的支援

経済的な支援においては、保育料の負担軽減や放課後児童クラブ^(※1)の利用料減免のほか、児童扶養手当などの各種給付、医療費の助成や福祉資金の貸与等により、家庭の経済面の下支えに取り組みます。

① 保育料の負担軽減

ア 保育料の負担軽減（再掲）

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、保育所、認定こども園^(※2)、認可外保育施設等に入所する3歳未満児の保育料を減免する市町村を支援します。

また、私立幼稚園に同時入所する世帯の保育料の一部を助成します。

イ ひとり親家庭の職業訓練中の保育料の一部助成（再掲）

未就学児童をもつ再就職希望者が職業訓練を受講しやすい環境を整備するため、職業訓練期間中の保育料の一部助成を実施します。

② 放課後児童クラブ利用料における低所得世帯への支援

保護者負担金が払えずに放課後児童クラブの利用を断念することのないよう、事業主体となる市町村とともに、低所得世帯の保護者負担金の減免を行います。

③ 児童扶養手当の支給

市町村を通じて、ひとり親家庭に児童扶養手当^(※3)を支給するとともに、受給資格者に対し、パンフレットなどにより制度周知を図り、適正な支給に努めます。

(※1) 放課後児童クラブ……昼間家庭に保護者がいない小学生等を対象に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る取組のこと。場所は、学校の余裕教室や敷地内の建物、児童館、公民館などで実施されている。

(※2) 認定こども園……小学校就学前の子どもに対する教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。3歳以上の子どもは、保育の必要性にかかわらず利用できる。

(※3) 児童扶養手当……児童扶養手当法に基づき、父母の離婚や父又は母の死亡等により、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される世帯に対して、児童の心身の健やかな成長に寄与するため支給される手当。

④ 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）

ひとり親家庭の子どもの就学などを目的として、母子父子寡婦福祉資金^(※1)の貸付を行います。

また、ひとり親家庭の相談窓口において、貸付金制度に関する情報提供により、活用を促すとともに、利用可能な他制度についても適切なアドバイスを行います。

⑤ 教育扶助の支給

生活保護法に基づく教育扶助として、義務教育に伴う費用を支給します。

なお、親権者等のほか学校長に対する直接支払等により、目的とする費用に充当されるよう適正な運用を行います。

⑥ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

生活保護世帯の子どもの高等学校に進学に際し、入学料、入学考査料等を支給します。

また、生活保護世帯の高校生に就労収入がある場合、修学旅行費のほか、卒業後の就労に必要な経費や大学等の入学料等に充てられる経費については、早期の自立を促進する観点から、生活保護上の収入から除外する取り扱いとします。

⑦ 養育費の確保に関する支援

夫婦離婚後の子どもの養育費を確保するため、市町村において、養育費の重要性を広報啓発するパンフレットを配布するとともに、非同居の親から子どもへの養育についての相談対応や養育費に関する手続をアドバイスできる体制づくりを支援します。

さらに、法テラス大分や養育費相談支援センターと連携し、母子・父子自立支援員はもとより、広く県民を対象とした養育費についての研修会を実施します。

(※1) 母子父子寡婦福祉資金……母子・父子家庭や寡婦等の経済的自立とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低利子で貸し付ける制度で、事業開始資金や修学資金等12種類の資金がある。

⑧ その他の支援

ア 低所得者等への生活資金の貸付

大分県社会福祉協議会を実施主体とし、県内の市町村社会福祉協議会が窓口とする生活福祉資金貸付制度に基づき、低所得、障がい者、高齢者等に対して、それぞれの世帯の状況に応じて、必要となる生活資金貸付の円滑な実施を支援します。

イ 子どもにかかる医療費の助成

子どもの傷病の早期治療と保健の向上を図るため、市町村が実施する乳幼児等への医療費助成を通じて、家族の経済的負担の軽減を図ります。

ウ 小児慢性特定疾病にかかる医療費の助成

小児がんや慢性疾病等治療が長期にわたる小児慢性特定疾病^(※1) 児童等の医療費を助成し、家族の経済的負担の軽減を図ります。

エ ひとり親家庭の医療費の助成

市町村が実施するひとり親家庭等医療費助成事業に対し、その経費の一部を助成します。

また、県・市町村・医療機関等との連携を深め、適正かつ円滑な事業実施に努めます。

オ 貸付機関間の情報共有

母子父子寡婦福祉資金や生活福祉資金の貸付窓口などにおいて、制度の相互理解や情報共有を図り、相談者の状況に応じて適切なアドバイスを行います。

カ 交通事故により保護者を亡くした子どもへの支援（再掲）

交通事故により保護者を亡くした遺児（小学生から18歳まで）を支援するため、県民の皆さんの善意の寄付金により、激励金や小中学校の入学祝金、中学卒業後の育英資金など、各種助成金を給付する救済援護事業を実施します。

(※1) 小児慢性特定疾病……子どもの慢性疾患のうち、小児がんや慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患など厚生労働大臣が基準告示により定める特定の疾患。

キ 自死により保護者を亡くした子どもへの支援（再掲）

自死により保護者を亡くした遺児（小学生・中学生）を支援するため、激励金や小中学校の入学祝金、中学校卒業祝金、修学旅行助成金など、各種助成金を給付する救済援護事業を実施します。

【支援に携わる方からの声】

児童手当や児童扶養手当が生活費に回ってしまい、給食費さえも滞納している。
(生活困窮者総合相談窓口職員)

放課後児童クラブ利用料の助成が必要である。
(おおいた子ども・子育て応援県民会議委員)

Ⅷ 計画の評価

子どもの貧困対策を進めるにあたって、次の6項目を指標として設定し、取組の実施状況や効果等を検証のうえ、目標値の達成に向けて取り組めます。

	現況値	目標値
[生活保護世帯に属する子どもの状況]		
①中学校卒業後の進路決定率	88.8% (平成27年)	99.2% (平成32年)
②高等学校卒業後の進路決定率	90.4% (平成27年)	97.9% (平成32年)
③高等学校等中退率	6.9% (平成26年度)	1.5% (平成32年度)
[児童養護施設の子どもの状況]		
④中学校卒業後の進路決定率	93.1% (平成27年)	99.2% (平成32年)
⑤高等学校卒業後の進路決定率	96.8% (平成27年)	97.9% (平成32年)
[ひとり親家庭の親への就労の支援]		
⑥母子家庭等自立支援給付金利用者の就職・進学率	88.4% (平成26年度)	95.0% (平成31年度)

[各指標について]

- 1 指標①、②、④、⑤においては、「進路決定率」として、卒業後の進学率と就職率を合計した値を評価指標としました。
- 2 指標③の「高等学校等」には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校を含みます。
- 3 指標⑥においては、「給付金利用者の就職・進学率」として、本給付金の利用者の就職率と関連養成機関等への進学率の合計値を評価指標としました。
- 4 指標⑥における「母子家庭等自立支援給付金」は、母子家庭の母等が生活の安定につながる資格を取得するため、専門学校等の養成機関に通う場合、給付金が給付される支援制度です。

[各指標の目標値について]

各指標の目標値は、下記のとおりです。

- 1 指標①、②、④、⑤：各指標の現況値と同じ時点における県全体の進学率と就職率の合計
- 2 指標③：現況値と同じ時点における県全体の中退率
- 3 指標⑥：大分県ひとり親家庭等自立促進計画第3次計画に定める目標値

【参考資料】

お子さんを持つ家庭への意識調査調査票

<p>調査のお願い</p> <p>○この調査は、今後、県の計画や施策に反映させる目的で実施するものです。</p> <p>○調査票は無記名でご記入ください。</p> <p>○質問は、裏面も含めて7つです。いずれも該当する箇所に○を記入していただくものです。</p> <p>○お答えいただいた内容については、統計の目的以外には使用しません。ご協力をお願いします。</p> <p>○記入していただいた調査票は、就学援助申請書とともに学校や市町村に提出してください。</p> <p>(お手持ちの封筒に入れての提出も可能です。県子ども子育て支援課が開封します。)</p>
--

問1 あなたのご家庭の世帯主と配偶者の就業状況について、○を記入してください。

世帯主	①就業中 ②求職中 ③在宅 ④その他 ()
配偶者	①あり ②なし ①ありの場合 ①就業中 ②求職中 ③在宅 ④その他 ()

問2 学校等に通っている「子ども」の在学状況について、○を記入してください。

1人目	①保育所 ②幼稚園 ③小学校 ④中学校 ⑤高校 ⑥特別支援学校 ⑦その他 ①公立 ②私立
2人目	①保育所 ②幼稚園 ③小学校 ④中学校 ⑤高校 ⑥特別支援学校 ⑦その他 ①公立 ②私立
3人目	①保育所 ②幼稚園 ③小学校 ④中学校 ⑤高校 ⑥特別支援学校 ⑦その他 ①公立 ②私立
4人目	①保育所 ②幼稚園 ③小学校 ④中学校 ⑤高校 ⑥特別支援学校 ⑦その他 ①公立 ②私立
5人目	①保育所 ②幼稚園 ③小学校 ④中学校 ⑤高校 ⑥特別支援学校 ⑦その他 ①公立 ②私立

問3 あなたが困っていることについて、○を記入してください。(複数回答)

①住居 ②仕事 ③家計 ④健康 ⑤子ども ⑥その他 ()

問4 お子さんの中で困っていることについて、○を記入してください。(複数回答)

①しつけ ②教育・進学 ③就職 ④非行 ⑤健康 ⑥食事 ⑦身のまわり

問5 あなたの相談相手について、○を記入してください。(複数回答)

①いる ②いない
↓
①家族 ②親族 ③知人・友人 ④公的機関 () ⑤その他 ()

裏面にもご記入ください

問6 次の行政制度やサービスを利用したことがありますか。また、制度の充実を希望しますか。あてはまるものすべてに○を記入してください。

(回答欄)

	知っている	利用したことがある	特に充実を希望する
① 保育園の保育料減免	①		
② 幼稚園就園奨励費	②		
③ 学校や市町村にいるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー	③		
④ 小中学校の学用品費や給食費などの助成(就学援助)	④		
⑤ 小学校の放課後児童クラブ	⑤		
⑥ 地域での小中学生を対象にした学習支援等(放課後子ども教室や学びの教室など)	⑥		
⑦ 高校生の授業料の助成(就学支援金)	⑦		
⑧ 高校生の教材費や学用品費などの助成(奨学給付金)	⑧		
⑨ 奨学金の受給	⑨		
⑩ 様々な体験学習(香々地・九重青少年の家での体験、科学体験【O-Labo】など)	⑩		
⑪ 生活保護の受給	⑪		
⑫ 児童扶養手当(ひとり親家庭への手当)の受給	⑫		
⑬ いつでも子育てほっとライン(24時間365日の電話相談)への相談	⑬		
⑭ 児童相談所への相談	⑭		
⑮ 公営住宅への入居	⑮		
⑯ 生活福祉資金の貸付	⑯		
⑰ 母子父子福祉資金の貸付	⑰		
⑱ ひとり親家庭への就業支援	⑱		
⑲ 県が実施する公共職業訓練	⑲		

問7 特に充実を希望するサービスの内容をご記入ください。(問6以外の項目でも構いません)

ご協力ありがとうございました。

大分県子どもの貧困対策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、県が取り組むべき子どもの貧困対策について、総合的かつ効果的に施策を実施するため、大分県子どもの貧困対策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 子どもの貧困対策に関する計画の策定に関すること。
- 二 子どもの貧困対策に関する施策の企画・調整に関すること。
- 三 子どもの貧困対策に関する施策の推進に関すること。
- 四 子どもの貧困対策に関する調査・研究に関すること。
- 五 その他子どもの貧困対策に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、福祉保健部審議監をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(職務等)

第4条 会長は、推進会議を統括し、必要に応じ推進会議を招集し、その議長となる。

(連絡会議)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、必要に応じ連絡会議を開催する。

- 2 連絡会議は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 連絡会議は、福祉保健部こども子育て支援課長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、福祉保健部こども子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成26年12月12日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

部局名	職名
福祉保健部	福祉保健企画課長
	こども子育て支援課長
生活環境部	生活環境企画課長
商工労働部	商工労働企画課長
土木建築部	土木建築企画課長
教育庁	教育改革・企画課長

別表 2 (第 5 条関係)

部局名	課室名	職名
福祉保健部	福祉保健企画課	総務企画監
	こども子育て支援課	こども子育て支援課長
生活環境部	生活環境企画課	総務企画監
商工労働部	商工労働企画課	総務企画監
土木建築部	土木建築企画課	総務調整監
教育庁	教育改革・企画課	総務企画監

大分県子どもの貧困対策推進計画策定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 大分県子どもの貧困対策計画（仮称）（以下「貧困対策計画」という。）を策定するにあたり、大分県子どもの貧困対策推進会議（以下「推進会議」という。）に大分県子どもの貧困対策計画（仮称）策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について調査・検討を行う。

- 一 貧困対策計画の策定に関する事項
- 二 その他子どもの貧困対策に関して必要な事項

(組織)

第3条 ワーキンググループは、教育支援部会と生活支援等部会ごとに編成する。

2 ワーキンググループは、部会ごとに庁内関係課室の職員及び推進会議が指名する者とする。

3 各ワーキンググループ部会に座長を置き、教育支援部会は、教育庁教育改革・企画課総務企画監、生活支援等部会は、福祉保健部こども子育て支援課参事をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

(職務等)

第5条 座長は、ワーキンググループを統括し、必要に応じワーキンググループを招集し、その議長となる。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、福祉保健部こども子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年12月12日から施行する。

大分県子どもの貧困対策推進計画策定ワーキンググループ委員名簿

【教育支援部会】

〔外部委員〕

所属名	職名	氏名	備考
別府市立鶴見小学校	校長	高橋 一成	
杵築市スクールソーシャルワーカー		明石 二郎	
公益財団法人大分県奨学会	事務局長	本田 博文	
楊志館高等学校	事務長	角上 慎治	

(敬称略)

〔庁内委員〕

部局名	課室名	班名	職名	氏名	備考
福祉保健部	地域福祉推進室	地域福祉班	参事(総括)	兼子 康男	
		保護班	室長補佐(総括)	今仁 淳一 後藤 忠宏	平成26年度 平成27年度
	こども子育て支援課	こども支援班	課長補佐(総括) 主幹(総括)	高山 隆 小野 幹夫	平成26年度 平成27年度
		幼保連携推進班	課長補佐(総括)	隅田 妙子	
生活環境部	私学振興・青少年課	私学振興班	参事(総括)	石松 久典	平成26年度
				森次 正浩	平成27年度
教育庁	教育改革・企画課		総務企画監	橋本 昌樹	※座長
	教育人事課	企画・研修班	主幹(総括)	前田 英明	
		採用試験・免許班	主幹(総括)	阿部 充	
	教育財務課	企画・学校管理班	課長補佐(総括) 主幹(総括)	兼子 和志	平成26年度
				釘宮 啓二	平成27年度
	義務教育課	義務教育指導班	課長補佐(総括) 主幹(総括)	姫野 悟 小田 雅章	平成26年度 平成27年度
		学力向上支援班	参事(総括)	内海 真理子	
	生徒指導推進室		室長補佐(総括)	阿南 典久	平成26年度
				真砂 昌史	平成27年度
	高校教育課	高校教育指導班	参事(総括)	林 加代子	平成26年度
				園田 康夫	平成27年度
	社会教育課	生涯学習推進班	参事(総括)	阿南 典久	
体育保健課	管理予算班	課長補佐(総括) 主幹(総括)	甲斐 広文	平成26年度	
			富賀見 忠明	平成27年度	
			学校保健・食育班	課長補佐(総括)	飛弾 芳一

【生活支援部会】

〔外部委員〕

所属名	職名	氏名	備考
大分県社会福祉介護研修センター	総務部主査	吉川 広明	
自立生活サポートセンターこんぼす	事務局長	國師 洋典	
大分大学大学院 福祉社会科学研究所	准教授	垣田 裕介	
別府市 福祉保健部社会福祉課	課長補佐	香川 昌彦	
大分市 子育て支援課	家庭相談員	佐々木 照子	平成26年度
		中井 千代子	平成27年度

(敬称略)

〔庁内委員〕

部局名	課室名	班名	職名	氏名	備考	
福祉保健部	地域福祉推進室	地域福祉班	参事(総括)	兼子 康男		
		保護班	室長補佐(総括)	今仁 淳一 後藤 忠宏	平成26年度 平成27年度	
	健康対策課	母子保健班	課長補佐(総括)	衛藤 照美		
				参事	伊東 雅人	※座長
		こども子育て支援課	家庭福祉班	課長補佐(総括)	佐藤 晋一	
			こども支援班	課長補佐(総括) 主幹(総括)	高山 隆 小野 幹夫	平成26年度 平成27年度
					少子化対策班	主幹(総括)
	幼保連携推進班	課長補佐(総括)	隅田 妙子			
商工労働部	雇用・人材育成課	就業支援班	課長補佐(総括)	安部 宏志		
土木建築部	建築住宅課	企画調査班	課長補佐(総括)	篠田 広明	平成26年度	
				桑田 一敏	平成27年度	
教育庁	公営住宅室	住宅管理班	室長補佐(総括)	高木 博	平成26年度	
				利光 宏之	平成27年度	
教育庁	高校教育課	産業教育指導班	課長補佐(総括)	下堀 法彦		

大分県子どもの貧困対策推進計画

発行日 平成28年3月
発行責任者 福祉保健部こども子育て支援課
電話 (097) 506-2703

